



損害賠償請求事件

原 告 神戸市湾岸開発株式会社

被 告 中島興業株式会社 外1名

証 拠 説 明 書

平成28年7月29日

神戸地方裁判所 第5民事部1B係 御中

被告中島興業株式会社代理人

弁護士 高田吉典



号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年 月 日	作 成 者	立 証 趣 旨
乙15	請求リスト (写し)	平成14年5 月18日～平 成16年12月 31日	被告中島興業 代表者中島忠 志	<p>被告中島興業代表者中島忠志が同社の請求先と請求金額を備忘的に記録したメモ的業務ノートの一部（本件第3次下請工事当時の期間分以外は関連性が乏しいため割愛した）。</p> <p>表題は「請求リスト」と記載。原本は甲5と同じ。但し、甲5はコピーが逆綴となっていると思われるため、正綴分として、乙15として提出する。</p> <p>乙1～14の口座に振込まれている請求分について、原告への請求分については橙色マーカーで、その他は青色マーカーで示した。</p> <p>以上、本件第3次下請工事が実体のあるものであることを証する。</p>

乙16	文書リスト一覧 (写し)		中島 寛	<p>作成者中島寛（被告中島興業代表者中島忠志の長男）所有のパソコンに保存してある文書リストの一部。</p> <p>乙17～29の各文書は、この文書リストから印刷したもの。最左欄が文書名である。</p>
乙17	平成12・13年度 大阪府建設工事 入札参加資格認定通知書（写し）	平成12年2月23日	大阪府知事	<p>乙16の1の文書リスト1番目の保存文書。</p> <p>被告中島興業が本件第3次請負工事当時、大阪府知事から、大阪府建設工事の入札資格認定を受けていたこと。</p> <p>被告中島興業が工事実績と信用力がある業者であることを証する。</p>
乙18	許可証明書 (写し)	平成11年7月15日	大阪府知事	<p>乙16の1の文書リスト1番目の保存文書。</p> <p>被告中島興業が、本件第3次請負工事当時、大阪府から建設業法第3条所定の許可を受けていたこと。</p> <p>乙17と同様、被告中島興業が工事実績と信用力がある業者であることを証する。</p>
乙19	出勤簿（写し）	2002年5月	中島 寛	<p>乙16の1の文書リスト2番目の保存文書。</p> <p>本件第3次請負における、2002年5月分の、外注土工作業員小林弘昭の作業出勤簿。小林弘昭はグローバル社の社長。</p> <p>小林弘昭が、本件第3次下請工事に実際に作業従事していたことを証する。</p>

乙23	運航管理担当者交代のお知らせ(写し)	2002年11月15日	中部国際空港生コンクリート供給事業所事業所長今井俊雄	乙16の1の文書リスト7番目の保存文書。 運航管理者が、本年11月1日付をもって中島対から木津正俊に交替した旨の通知。 中島対及び木津正俊が、本件第3次下請工事に実際に従事したことを証する。
乙24	海の業者の件.eml(写し)	2002年3月12日	住友大阪セメント	乙16の1の文書リスト8番目の保存文書。「海の業者の件.eml」と表記。 本件第3次下請負工事に実体が存したことを証する。 「差出人」「skaita...」は住友大阪セメントのこと。
乙25	荷役作業中の事故予防について(写し)	2002年9月23日	住友大阪・住商・丸高・セイア共同企業体運行管理課 中島対	乙16の1の文書リスト9番目の「事故防止のお知らせ.doc」と表記された保存文書。 文書右肩上の日付(2016年6月20日)は、本件文書の印刷日を示したもの。作成日ではない。 作成者としてJV4社の「運航管理課中島対」と記載されている。 中島対が、実際に、本件工事の運航管理業務を従事していたことを証している。
乙26の1~14	週間業務報告書(各写し)	平成14年4月22日~8月4日	中島 対	乙16の1の文書リスト10番目~23番目の保存文書。 本件第3次下請工事作業における中島対の週間業務報告書。 中島対が実際に作業をしていたことを証する。

乙27の 1~3	台船バース及び 空バース使用申 請書（写し）	2002年3月1 日	住友大阪・住 商・丸高・セ イア共同企業 体	<p>乙16の1の文書リスト3番 目～5番目の保存文書。 駐船岩壁（バース）の使用申 請書。</p> <p>「申請日」2002.4.25 ～2002.11.6迄の分。 運航管理業務を担当していた 中島寛が、JV4社の了解を得 て作成したもの。</p> <p>駐船岩壁（バース）の使用申 請書。</p> <p>「申請日」2002.4.25 ～2002.11.6迄の分。 本件第3次下請工事が実体の 存していたことを証する。</p>
乙28	誘導船解除のお 知らせ（写し）	2002年9月1 7日	同上	<p>乙16の2の文書リスト6番 目の保存文書。</p> <p>船名「第31すみせ丸」につい ての誘導船解除の通知。運航管 理者が中島寛であることを明 記。</p> <p>本件第3次下請負工事が実体 の存していたことを証する。</p> <p>右肩上の日付は本リスト文書 の印刷日。作成日ではない。</p>
乙29	同上（写し）	同上、 2002年11月 16日	同上	<p>乙16の2の文書リスト7番 目の保存文書。</p> <p>船名「第61幸栄丸」の誘導 船解除の通知。</p> <p>作成者として木津正俊と明 記。運航管理者が中島寛から木 津正俊に引き継がれたことを証 する。</p> <p>右肩上の日付は乙28と同じ く、印刷日。</p>

乙30	写真（写し）	2002年6月1 3日撮影	撮影者中島寛	<p>中島寛所有のパソコンに保存されていた写真。本件第3次下請工事の、作業船第二十八浮亀丸にて荷揚げ積下ろし作業をしている写真。</p> <p>本件第3次下請が実体の存したことを証する。</p>
乙31	写真（写し）	2002年9月3 日撮影	撮影者中島寛	<p>乙30と同じく、中島寛のパソコンに保存された写真。</p> <p>本件第3次下請工事の作業船第八榮力丸の荷揚げ作業の写真。</p> <p>グローバル社の小林氏が作業している所が写っている。</p> <p>本件第3次下請が実体の存したことを証する。</p>